

招集ご通知

GMOフィナンシャルHD 臨時株主総会

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は別添
「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」を
ご参照ください。

証券コード 7177
2022年12月8日

株 主 各 位

東 京 都 渋 谷 区 道 玄 坂 1 - 2 - 3
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
取締役兼代表執行役社長 石 村 富 隆

臨時株主総会招集ご通知

記

1. 日時 2022年12月23日（金曜日）午後4時00分（ログイン開始時刻 午後3時30分）
2. 予備日時 2022年12月24日（土曜日）午後4時00分（ログイン開始時刻 午後3時30分）

3. 開催方法
バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は別途「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

4. 会議の目的事項
決議事項
議案 定款の一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- 議決権行使のご案内
書面又はインターネットによる議決権の事前行使をすることができますので、お手数ながら後記の議案及び参考事項をご検討の上、2022年12月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正内容を当社ホームページ（<https://www.gmofh.com/>）に掲載させていただきます。
- ~~~~~

議決権事前行使方法



スマートフォン又はタブレットから議決権行使

2022年12月22日(木)午後5時受付分まで

QRコードを読み取っていただくことにより、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

2022年12月22日(木)午後5時到着分まで



パソコンから議決権行使

2022年12月22日(木)午後5時受付分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。



「パスワード」を入力

ご自身でパスワードを設定

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル 受付時間 午前9時～午後9時まで
0120-652-031【フリーダイヤル】

ご注意事項

●郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。●インターネットにより、複数回数にわたる議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

バーチャル株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャル株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。

バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2. バーチャル出席に必要となる環境

同封のリーフレットをご参照ください。

3. バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）

同封のリーフレットをご参照ください。

4. 事前の議決権行使の取扱い

事前に郵送又はインターネットにより議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に議決権行使の上、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取扱いますので、予めご了承ください。

5. 議決権の行使方法について

ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

6. ご質問及び動議の方法

バーチャル株主総会に出席いただきますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、ご質問時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、一人1問まで（合計で最大250文字まで）といたします。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを中心に取り上げる予定です。本総会の目的事項に関するご質問で回答できないご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、回答したご質問と併せて当社ウェブサイトにて公開させていただく予定です。同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャル株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり400文字までといたします。

7. 通信障害等の対応について

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2022年12月24日（土曜日）午後4時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（<https://www.gmofh.com/ir/stock/meeting.html>）でお知らせいたします。

8. インターネットを使用することに支障がある株主様について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号（フリーダイヤル）へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時から午後5時まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載の上、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主さまには、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただきます。予めご了承ください。

受付期間：2022年12月8日（木曜日）正午から2022年12月19日（月曜日）午後5時まで

FAX番号：03-3770-3005

ご連絡日：2022年12月22日（木曜日）午前10時から午後5時までにお電話にてご連絡いたします。

9. 代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

メールアドレス：sr@gmofh.com

FAX番号：03-3770-3005

※ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

(1)当社の決算期（事業年度の末日）は、12月31日としておりますが、事業の繁忙期と決算期の重複を避け、グループ経営管理等における効率的な業務運営と適切な決算開示を推進するため、決算期（事業年度の末日）を1月31日に変更するものです。

(2)決算期（事業年度の末日）を12月31日から1月31日に変更することに伴い、剰余金の配当の基準日についても変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第47条 条文省略	第1条～第47条 現行どおり
第48条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。	第48条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。
第49条 条文省略	第49条 現行どおり
第50条（剰余金の配当の基準日） 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> 、 <u>6月30日</u> 、 <u>9月30日</u> 、 <u>12月31日</u> とする。	第50条（剰余金の配当の基準日） 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 <u>4月30日</u> 、 <u>7月31日</u> 、 <u>10月31日</u> 、 <u>1月31日</u> とする。
第51条 条文省略	第51条 現行どおり
附則 1～2 条文省略	附則 1～2 現行どおり
3.本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。	3.附則1～3は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
新設	<u>4.第48条（事業年度）の規定に関わらず、第12期事業年度は、2022年1月1日から2023年1月31日までの13ヶ月間とする。</u>
新設	<u>5.附則4及び5は、第12期事業年度経過後これを削除する。</u>

以上

議決権行使に関する事項

- 書面又はインターネットによる事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、
当社ウェブサイト

<https://www.gmofh.com/>

に掲載いたします。